

工事番号														(様式 - 1)			
管理者		部長		課長		係長		精算者		設計者							
令和 8 年度 諏訪市公共下水道 角間沢污水幹線清掃業務委託 閲覧設計書																	
市道 1 - 2 号線 諏訪市 清水三丁目、小和田南 地内																	
設 計 大 要									施 工 方 法								
管路清掃工(φ 8 0 0) L = 2 6 8 . 7 8 m									施 工 期 間				日間				
									起工予定年月日				令和 年 月 日				
									竣工予定年月日				令和 年 月 日				
									契約保証方法				補正なし				
									・別途指定する建設機械については排出ガス対策型の使用を原則とする。 ・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、L、%、日、時、工数、空m3、掛m2、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。ただし、指定した場合を除きます。								

総括情報表

単価適用地区 実施設計単価表の適用日	42 3 諏訪 08.08.01			
	当 世 代	前 世 代		
前払率 (%)	0 %			
消費税率 (%)	10 %			
工種	31 下水道(2) 下水道管路管理積算資料による経費補正有り			
施工地域区分(共通仮設)	06 一般交通影響有り (2)-2			
施工地域区分(現場管理)	06 一般交通影響有り (2)-2			
現場環境改善費率計上分	03 計上なし			
契約保証方法	01 補正なし			
豪雪割増	02 豪雪割増無し			
冬期補正(現管)	324			

(工事費内訳書)

請負作業費

頁0-0002

費目・工種・種別・細別・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
請負作業費										
清掃工・土砂処分工										
清掃工				式						
管路清掃工				式						
高圧洗浄車清掃工				式						
土砂処分工	6			日						工種 第0001号表
仮設工	20.2			m3						工種 第0002号表
管きょ水替工				式						
水替工	3			日						工種 第0003号表

請負作業費

費目・工種・種別・細別・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
交通管理工					
		式			
交通誘導警備員					
	1	式			工種 第0004号表
＊＊直接作業費＊＊					
＊＊共通仮設費率計算額＊＊					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純作業費＊＊					
＊＊現場管理費＊＊					
＊＊作業原価＊＊					
＊一般管理費等＊					

(工事費内訳書)

請負作業費

頁0-0004

[illegible]

工 種 ・ 施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
高压洗浄車清掃工						施工 第0 -0001号表
			日			
*** 単位当り ***						
		1	日			

工 種 明 細 表

工種 第0002号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
処分費 汚泥・土砂						
		1	m 3			
*** 単位当り ***						
		1	m 3			

水替工

工 種 明 細 表

工種 第0003号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
水替工						施工 第0 -0006号表
			日			
*** 単位当り ***						
		1	日			

工 種 明 細 表

工種 第0004号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
交通誘導警備員 B						
			人			
*** 単位当り ***						
		1	式			

高圧洗浄車清掃工

施 工 内 訳 表

施工 第0 -0001号表

頁0-0009

1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
高圧洗浄車運転工 4 t		日			施工 第0-0002号表
強力吸引車運転工 10 t		日			施工 第0-0003号表
給水車運転工 4 t		日			施工 第0-0004号表
トラック運転工 クレーン装置付き4t積 2t吊		日			施工 第0-0005号表
*** 単位当り ***	1	日			

高圧洗浄車運転工
4 t

施 工 内 訳 表

施工 第0 -0002号表

頁0-0010

1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
軽油		L			
土木一般世話役	1.0	人			
特殊作業員	1.0	人			
運転手（特殊）	1.0	人			
高圧洗浄車損料 4 t 154kw	6.0	時間			
大口径用特殊ノズル		日			
*** 単位当り ***	1	日			

施 工 内 訳 表

頁0-0011

強力吸引車運転工
10 t

施工 第0 -0003号表

1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
軽油		L			
特殊作業員	2.0	人			
運転手（特殊）	1.0	人			
強力吸引車損料 10 t 257kw	6.0	時間			
*** 単位当り ***	1	日			

施 工 内 訳 表

頁0-0012

給水車運転工
4 t

施工 第0 -0004号表

1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
軽油		L			
運転手（一般）	1.0	人			
給水車損料 4 t 154kw	6.0	時間			
*** 単位当り ***	1	日			

施 工 内 訳 表

頁0-0013

トラック運転工
クレーン装置付き4t積 2t吊

施工 第0 -0005号表

1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
軽油		L			
運転手（特殊）	1.0	人			
トラック損料 クレーン装置付き4t積 2t吊	6.0	時間			
*** 単位当り ***	1	日			

水替工

施 工 内 訳 表

施工 第0 -0006号表

1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
軽油		L			
土木一般世話役	1.0	人			
特殊作業員	2.0	人			
潜水ポンプユニット損料		日			
機材運搬車	2.0	台			
*** 単位当り ***	1	日			

位置図

S=1:10,000



数量表

[illegible]

土砂量算出表

人孔番号	路線番号	管径 (m)	土砂深 (%)	延長 (m)	土砂深 (m)	土砂断面積 (m2)	土砂量 (m3)	土砂量 (※) (トン)	備考
105-104	3891	0.80	18.8%	41.50	0.150	0.0655	2.7180	3.805	
104-26	3892	0.80	12.5%	32.68	0.100	0.0363	1.1851	1.778	
26-13	3871	0.80	18.8%	67.50	0.150	0.0655	4.4208	6.63	
13-12	3870	0.80	31.3%	72.75	0.250	0.1342	9.7632	14.64	
12-8①	3836①	0.80	31.3%	11.30	0.250	0.1342	1.5165	2.27	
12-8②	3836②	0.80	6.3%	43.05	0.050	0.0131	0.5631	0.84	
合計	合計			268.78			20.1668	29.13	

※比重は1.4で計算

單 価 表

[illegible]

管路施設清掃業務委託標準仕様書

第1章 総 則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、諏訪市（以下、当市という。）が管理する下水道管路施設内の清掃工に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (2) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、清掃作業（以下、「作業」という。）を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

①	労働基準法	(昭和 22 年法律第 49 号)	及び同法関連法規
②	労働者災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号)	及び同法関連法規
③	消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)	及び同法関連法規
④	建設業法	(昭和 24 年法律第 100 号)	及び同法関連法規
⑤	建築基準法	(昭和 25 年法律第 201 号)	及び同法関連法規
⑥	港湾法	(昭和 25 年法律第 218 号)	及び同法関連法規
⑦	毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号)	及び同法関連法規
⑧	道路法	(昭和 27 年法律第 180 号)	及び同法関連法規
⑨	下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号)	及び同法関連法規
⑩	中小企業退職金共済法	(昭和 34 年法律第 160 号)	及び同法関連法規
⑪	道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号)	及び同法関連法規
⑫	河川法	(昭和 39 年法律第 167 号)	及び同法関連法規
⑬	電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)	及び同法関連法規
⑭	騒音規制法	(昭和 43 年法律第 98 号)	及び同法関連法規
⑮	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)	及び同法関連法規

- ⑯ 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規
 - ⑰ 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規
 - ⑱ 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規
 - ⑲ 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規
 - ⑳ 長野県公害防止条例 (昭和 48 年条例第 11 号) 及び同条関連法規
 - ㉑ 諏訪市廃棄物の処理
及び清掃に関する条例 (昭和 47 年条例第 23 号) 及び同条関連法規
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

4. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、作業に着手すること。
- ① 着手届
 - ② 現場代理人及び主任技術者届
 - ③ 工程表
 - ④ 着手届
 - ⑤ 経歴書
 - ⑥ 業務計画書
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 受注者は、作業が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
- ① 完了届
 - ② 作業記録写真帳
 - ③ 完了図書一式
 - ④ 支払請求書
- (4) 前記各項のほか、監督員が提出するよう指示した書類は、指定期日までに提出すること。

5. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。また、許可証の写しを監督員に提出すること。

6. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、及び清掃の技術並びに経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業

務に従事させること。

- (2) 管路施設内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

7. 下請負人の届出

- (1) 受注者は、作業の一部を下請負させる場合で、当市がその下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。
- (2) 作業の実施にあたって、著しく不適当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

8. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、対応について協議すること。地先住民等に対しては誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

9. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、対応について協議するとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、作業にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

10. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容及び作業時間等について、監督員の承諾を得ること。

1 1. 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

- (1) 管きょ内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影すること。
- (2) 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、作業に従事するものに対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係わる業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょなどに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者に指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示によ

り、適切な措置を講ずること。

- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者が従事することとし、かつ、交通誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通等に配慮し、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 現場及び作業員には、下水道管路施設内の清掃中であることを標識、ゼッケン及びビブス等により明示し、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通規制及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な処置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。
- (4) マンホールふたの開閉後、枠とふたとの段差、ガタツキ等が生じた場合は、事故の原因となるため、監督員に報告すること。

第3章 清掃工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、業務計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等

の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

- (5) 監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2. 清掃工

- (1) 作業時間、作業範囲
作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。
- (2) 土砂等の流下防止
作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。
- (3) 土砂等の積込み、運搬
 - 1) 受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。
 - 2) 運搬車両は、事前に当市に届け出を行うこと。
 - 3) 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散及び臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
 - 4) 積込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
 - 5) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
 - 6) 土砂等の運搬にあたっては、積算超過のないようにすること。
- (4) 機械による清掃作業
 - 1) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管路施設を損傷することのないよう吐出圧に留意すること。また、作業中、土砂の色等に変化があった場合は作業を中止すること。
 - 2) 高圧洗浄車に使用する洗浄水は、支給する。

第4章 そ の 他

1. 作業の完了

作業を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検 査

- (1) 受注者は、完了検査に立会うこと。

- (2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。
- (2) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員と協議し処理すること。

管路施設清掃業務委託特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「管路施設清掃業務委託標準仕様書」の第1章1(2)及び(3)に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。

2. 業務の目的

本業務は、過年度実施した本管テレビカメラ調査の結果、土砂堆積による流下機能の低下が判明したため、管路清掃を実施する。

3. 業務の対象

(1) 名 称 令和8年度 諏訪市公共下水道 角間沢污水幹線清掃業務委託

(2) 業務箇所 諏訪市 清水三丁目、小和田南 地内

(3) 業務内容

	業 務 内 容
清 掃 業 務	管路清掃工 (φ800) L=268.78m

4. その他

本業務における交通誘導警備員の現場条件及び数量は下記のとおり。

種類	現場条件	配置員数	施工時間	備考
交通誘導員 B		35 人 (4~7 人/日)	夜間	

近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・交通管理者・地元区等からの要請または現場条件に著しい変更が生じた場合は、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。それ以外については、原則として設計変更の対象としない。